

群馬大学大学院医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設長選考規程

平成26.12.16 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設長（以下「施設長」という。）の選考は、群馬大学大学院医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設規程第3条第3項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 施設長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 施設長の任期が満了するとき。
- (2) 施設長が辞任を申し出たとき。
- (3) 施設長が欠員になったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、辞任の申出があったとき、又は欠員となったときから1月以内に行う。

(施設長の資格)

第3条 施設長の資格は、医学系研究科の主担当を命ぜられた教授とする。

(選考の方法)

第4条 施設長候補者の選考は、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の選挙により行う。

(選挙の方法)

第5条 選挙は、単記無記名投票とし、不在投票は認めない。

2 選挙は、有権者の3分の2以上の投票によって成立するものとする。

第6条 施設長候補者の当選者は、有効投票数の過半数を得た者とする。

2 前項に該当する者がいないときは、得票上位の者2人（得票同数の者は、これを加える。）について更に投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

3 前項の投票の結果、得票同数となった場合には、年長者を当選者とする。

(学長への推薦)

第7条 研究科長は、第4条の選挙の結果による当選者を、施設長候補者として学長に推薦する。

(施設長の任期)

第8条 施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 任期満了以外の理由により選考された施設長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年に満たないときは、これに1年を加えるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成26年12月16日から施行する。

2 この規程の施行日前に、旧群馬大学大学院医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設長選考規程（平成16年4月1日制定）により施設長になるべき者として選考された施設長は、この規程により施設長候補者として選考されたものとみなす。